

---

## 過去 20 年間の養育費・面会交流の取決め率の分析

— 離婚届様式の改正による促進効果の検証など —

齋藤 宙治

---

キーワード：養育費，面会交流，離婚届様式，インターネット検索，質問票調査

### 〔要 旨〕

過去 20 年間の離婚経験者 3000 人を対象に質問票調査（オンライン調査）を実施し，養育費・面会交流の取決め率と過去 20 年間の経年変化の分析を行った。その結果，取決め率の実態は，離婚届チェック欄の集計結果による公的な統計データよりも低いことが明らかになった。特に，面会交流については大きな乖離があった。そして，過去 20 年間で養育費・面会交流ともに取決め率はなだらかな増加傾向にあるが，年トレンドを統制して分析した場合，離婚届様式の改正（2012 年 4 月のチェック欄新設）や全国的なパンフレット配布（2016 年 10 月開始）による直接的な取決め向上の効果は見られなかった。また，インターネットによる情報検索率や養育費算定表の利用率が大幅に上昇したことが確認された。

## I はじめに

筆者は、未成年の子がいるときの離婚経験者 3000 人を対象とする質問票調査（オンライン調査）を実施した。本稿では、調査データのうち、養育費・面会交流の取決めの有無とその過去 20 年間の経年変化に焦点を当てて、報告・分析を行う。

### 1 背景事情

#### (1) 養育費・面会交流とは

未成年の子がいる配偶者間の離婚は、容易ではない。離婚後の子の養育をどうするか、という問題が伴う。

離婚後の子の親権・監護権をめぐる（元）配偶者間で深刻な対立が生じることは珍しくないし、親権者・監護権者を定めることができたとしても、離婚後の養育費（別居親による子どもの養育費用の分担支払い）や面会交流（別居親と子どもの定期的な面会等による交流）をどうするかという問題が生じる。

この養育費・面会交流の取決めの問題には、次の 2 つの特徴がある。

第一に、日本では、これらの取決めは離婚の成立要件ではない。すなわち、離婚時には、親権者は必ず決めなければならない<sup>(1)</sup>。しかし、養育費・面会交流については、何も取決めをせずに離婚することも法的には可能である。したがって、養育費・面会交流の取決めをいかに促進するかが課題となっている。

第二に、これらは一過性ではなく継続的な問題である。養育費も面会交流も、離婚時に取決めをすればそれで終わりというわけではなく、離婚後も継続的な履行が求められる性質のものである。別れてしまった元配偶者間で、継続的な履行をいかに確保するかという点に難しさがある。

#### (2) 近年の状況 — 社会問題化

日本全国における離婚件数は、近年は減少傾向にある。離婚件数は、1950 年には年間約 8 万件だったが、2002 年には約 29 万件まで増加した。しかし、2002 年をピークにその後は減少に転じており、2020 年には約 19 万件となっている<sup>(2)</sup>。なお、そのうち未成年の子がいる離婚件数は、全体の 6 割程度である<sup>(3)</sup>。

(1) 離婚届の様式にも、未成年の子について「夫が親権を行う子」と「妻が親権を行う子」の氏名を記載する欄がある。

それに伴って、家庭裁判所における一般の離婚調停事件の件数も、近年は減少傾向にある。すなわち、夫婦関係調整調停事件の新受件数は、1949 年の年間約 1 万件から、2003 年には約 6 万件にまで増加した。しかし、2003 年をピークにその後は減少に転じ、2020 年には約 4 万件となっている<sup>(4)</sup>。

にもかかわらず、近年、養育費・面会交流の問題は拡大している。例えば、定量的なデータとして、養育費・面会交流に特化した家事調停の件数は、むしろ増加傾向にある<sup>(5)</sup>。上記の一般的な離婚調停（夫婦関係調整調停事件）においても、離婚に向けた協議の中で養育費・面会交流について話し合われる。これに対して、養育費調停・面会交流調停は、離婚の前後を問わず、養育費・面会交流に特化した申立てがなされた場合の調停である。具体的には、養育費請求調停事件の新受件数は、2002 年から 2008 年まで約 1.5～1.7 万件で推移したのち、2009 年以降は 1.8 万件前後で高止まりしている<sup>(6)</sup>。面会交流調停事件の新受件数は大幅な増加傾向にあり、2002 年には約 0.3 万件だったのが、2020 年には約 1.3 万件に増加している<sup>(7)</sup>。

#### (3) 法制度改革に向けた検討

このような離婚後の子の養育をめぐる社会問題に対応すべく、現在、法制度改革の議論が進められている。

まず、2019 年 11 月に、公益社団法人商事法務研究会が主催する「家族法研究会」（座長：大村敦志氏）が発足した。検討すべき課題が整理され、2021 年 2 月に報告書（商事法務研究会 2021）が取りまとめられた<sup>(8)</sup>。そのうえで、法制

(2) 厚生労働省「令和 2 年（2020）人口動態統計（確定数）の概況」による。1950 年は 83,689 件、2002 年は 289,836 件、2020 年は 193,253 件。

(3) 厚生労働省「2020 年人口動態統計」による。2020 年は、離婚件数全体 193,253 件のうち、親権を行う子（20 歳未満の未婚の子）がいたのは 111,335 件（57.61%）。

(4) 最高裁判所事務総局「司法統計（年報）家事事件編」による。司法統計では「婚姻中の夫婦間の事件」と表記されている。1949 年は 11,818 件、2003 年は 62,526 件、2020 年は 41,037 件。

(5) なお、監護者の指定調停事件、子の引渡し調停事件の件数も増加傾向にある。

(6) 最高裁判所事務総局「司法統計（年報）家事事件編」による。2002 年は 14,718 件、2009 年は 18,513 件、2020 年は 17,655 件。

(7) 最高裁判所事務総局「司法統計（年報）家事事件編」による。2002 年は 3,345 件、2020 年は 12,929 件。

(8) 商事法務研究会 HP（<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/kazokuhousei>, 2021/12/20 アクセス）参照。

審議会に家族法制部会（部会長：大村敦志氏）が設置され、2021年3月からは同部会での審議に移行している。具体的には、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示[す]」（法制審議会第189回会議・諮問第113号）ための検討が行われている。

また、養育費に焦点を当てたものとしては、2020年1月から5月にかけて、当時の法務大臣森まさこ氏が養育費の勉強会を主催した。同勉強会の取りまとめ結果（法務大臣養育費勉強会2020）を踏まえて、2020年6月から12月にかけて、「養育費不払い解消に向けた検討会議」（議長：熊谷信太郎氏）が法務省に設置された。同検討会議では、養育費不払いを解消するための方策についての様々な意見が出され、立法課題等が取りまとめられた<sup>9)</sup>。

## 2 これまでの法政策的措置

これまでも面会交流・養育の取決めを促進・啓蒙すべく、以下のような法政策的措置が講じられてきた。全国規模で統一的に導入された主な措置について、簡単に整理しておく。

### (1) 民法766条の改正

まず、2011年の民法改正（2011年5月成立、2012年4月施行）の際に、協議離婚において定めるべき事項として、養育費と面会交流が初めて明文化された。民法766条1項の旧条文では、協議事項については、「子の監護をすべき者その他監護について必要な事項」とだけ抽象的に述べられていた。これに対して、新条文では、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」（下線強調は改正による追記箇所）と明記された。

なお、この766条の改正は、1996年の法制審議会答申（民法部会（身分法小委員会）婚姻制度等の見直し審議）に含まれていたものの、その後しばらく実現していなかった改正案であった。2011年の民法改正は主に児童虐待防止のた

(9) 9月の中間取りまとめ（法務省養育費不払い解消に向けた検討会議2020a）及び、12月の取りまとめ（同2020b）。

めの法整備（親権停止制度の創設等）であったが、ついでに766条の改正も導入されたようである（窪田2018参照）<sup>10)</sup>。

そして、この2011年の民法改正の際の国会附帯決議において、養育費・面会交流について、「離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること」とされた<sup>11)</sup>。

### (2) 離婚届の様式変更

上記民法改正及び国会附帯決議を受けて、2012年4月から離婚届の標準様式が改正され、養育費・面会交流の取決めの有無についてのチェック欄が新設された。具体的には、図1のようなチェック欄が導入された。

その後、2018年11月にも標準様式は微修正され、図2のようなチェック欄に変更された。養育費について、2012年様式では「未成年の子」がいる場合に限定していたが、2018年様式では「経済的に自立していない子（未成年に限られません）」がいる場合も対象に含める形に変わった。養育費の支払終期は、必ずしも成年年齢と一致するものではない。実態としても、大学卒業（22歳）まで養育費の分担を行う例は、3割弱存在している<sup>12)</sup>。そうしたところ、2018年の民法改正（2018年6月成立、2022年4月施行）で、成年年齢が20歳から18

図1 離婚届標準様式のチェック欄抜粋（2012年4月～2018年11月）

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。	
(面会交流)	未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	
(養育費の分担)	
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。	
<input type="checkbox"/> まだ決めていない。	

(10) 2011年民法改正の際の法制審議会の児童虐待防止関連親権制度部会では、766条に関する実質的な議論はなされなかった。第10回会議（最終回）において、水野紀子委員が言及して、意見は述べている（766条の改正案については1996年の答申の際に反対意見がなかったため、今回合わせて導入を検討してほしい旨の意見）。

(11) また、附帯決議においては、面会交流の履行を確保するための「必要な措置を講ずること」とされ、その1つとして「履行状況に関する統計・調査研究の実施」も挙げられた。

図 2 離婚届標準様式のチェック欄抜粋（2018 年 11 月～2021 年 4 月）

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 養育費の分担について取決めをしている。
- まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)）にも掲載されています。

歳に引き下げられることとなった。成年年齢の引下げによってひとり親世帯の大学生等に悪影響が生じないように、「経済的に自立していない子」については養育費の取決めが必要である旨を周知すべく、様式の微修正がなされたものである（倉重 2021）。加えて、養育費・面会交流とは何かの簡易説明や、法務省作成パンフレット（後記 I-2-(3) 参照）の名称及び法務省ウェブサイトの URL も付記され、よりわかりやすく改良された。

また、直近の 2021 年 4 月にも標準様式が微修正された<sup>(13)</sup>。紙幅の関係でチェック欄抜粋の掲載は省略するが、養育費の取決め方法について、「公正証書」か「それ以外」かどちらかにチェックする項目が追加された。加えて、法務省の解説動画やパンフレットへの QR コードが付記され、法テラスの案内も

(12) 本調査の結果では、法律婚の離婚で、具体的な金額の取決めがありかつ継続払い（毎月や毎年）の形式の取決めがなされた者（ $N = 1317$ ）のうち、26.96%が 22 歳になるまで（または大学卒業まで）だった。なお、18 歳になるまで 22.63%，20 歳になるまで 46.92%，その他の年齢になるまで 46%だった。

(13) 詳細については倉重（2021）参照。

付記されるなど、取決め促進の観点からより親切な様式になった。

なお、1 つ留意点として、上記 3 回に渡る様式改正のいずれについても、各市区町村の現場で使われる離婚届用紙が、標準様式の改正時（2012 年 4 月、2018 年 11 月、2021 年 4 月）から厳密に直ちに切り替わったとは限らない。標準様式が改正されたあとであっても、当面の間は旧様式の離婚届用紙を使用することが認められており、具体的な対応は各市区町村に任されている。そのため、改正版の離婚届用紙が実際に配布・使用されるようになった正確な時期は、市区町村ごとに若干のずれがあり得る（倉重 2021）。具体的には、例えば、すでに印刷済みの用紙がなくなるまでは旧様式のものを使用する、などといった現場の対応があり得るようである<sup>(14)</sup>。

### (3) パンフレット配布

さらに、法務省は、離婚後の子どもの養育に関するパンフレット（「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」）を作成し、2016 年 10 月から全国の各市区町村で配布されるようになった（倉重 2020，原 2018）。離婚届用紙を市区町村の役所（戸籍係等の窓口）まで受け取りに来た人全員に対して、離婚届用紙とあわせて配布されている。パンフレットの表紙には「子どもの健やかな成長のために～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～」との文言が記されており、計 16 頁ほどで、養育費・面会交流の取決め方・実現方法について平易に解説する内容になっている<sup>(15)</sup>。養育費・面会交流の合意書のひな形も入っており、実用性が高いパンフレットである。

このパンフレットは、離婚届の様式（2018 年 11 月以降）にも案内が記載されており（上記図 2 参照）、法務省のウェブサイト上からも PDF ファイルをダウンロードできるようになっている<sup>(16)</sup>。

ちなみに、それ以前にも、別の参考資料を窓口で配布していた自治体は存在する。例えば、兵庫県明石市は、先駆的に自前でパンフレットを作成し、2014 年 4 月から離婚届用紙とあわせて市民に配布していた（養育費相談支援センター

(14) 筆者の質問に対する法務省ご担当者の説明（2021 年 4 月）による。

(15) 2021 年 3 月付の最新版。なお、2020 年 4 月施行の民事執行法改正に伴う説明（債権者の財産開示手続、第三者からの情報取得手続についての説明）が追加されるなど、当初版からは定期的に若干の改訂がなされてきた。

(16) また、法務省は、2020 年に離婚当事者向けのウェブサイトも開設している（倉重 2020 参照）。法務省 HP「離婚を考えている方へ——離婚をするときに考えておくべきこと」（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html), 2021/12/20 アクセス）。

2015 参照)。他にも、厚生労働省や養育費等相談支援センター（後記 II-2-(3) 参照）作成のものを独自に配布していた自治体（東京都文京区など）<sup>(17)</sup>もあったようである。しかし、全国の市区町村の窓口で一律配布されるようになったのは、2016 年 10 月に上記の法務省作成パンフレットが導入されてからである。

### 3 本稿の目的

このような背景を踏まえて、本稿では、まず、養育費・面会交流の取決めの有無について、過去 20 年間の経年変化の実態をデータで示す。そのうえで、次の 2 つの問いを検討する。

1 つ目の問いは、離婚届チェック欄の公的な統計データはどの程度実態を表しているのかである。養育費・面会交流の取決め割合については、公的な統計データとして、離婚届のチェック欄（前記 I-2-(2)）を 2014 年 4 月から 2020 年 6 月まで 3 ヶ月ごとに全数集計したものが公表されている。しかし、この数値は、過去の実態調査等（後記 II-2-(1) の「全国ひとり親世帯等調査」など）の結果とは大きな乖離があるという不思議な事態が生じている。

2 つ目の問いは、前記 I-2 の離婚届の様式改正やパンフレット配布によって、実際に養育費・面会交流の取決めを促進する効果はあったのかである。離婚届の様式改正とパンフレット配布は、民法改正を踏まえて、いずれも全国規模で統一的に導入された施策である。取決め促進の効果が期待される施策であったが、定量的な効果検証はこれまでなされてこなかった。

## II 調査方法

データの分析に入る前に、筆者が実施した調査の概要と特徴について述べておく。

### 1 調査参加者

調査会社（楽天インサイト株式会社）に回収を委託して、オンライン調査の登録モニターを対象に質問票調査を実施した。対象者は、2001 年から 2020 年までの間に、元配偶者との間に未成年（20 歳未満）の子がいるときに離婚（事実婚の解消を含む）を経験した人である。なお、調査の便宜上（主に記憶の想起・

(17) 東京都文京区では、2014 年 10 月から、厚生労働省作成のものと養育費等相談支援センター作成のものを離婚届とあわせて配布。厚生労働省（2015: 29）参照。

正確性の確保のために）、対象者は、離婚経験が過去に 1 回だけの人に限定した。

2021 年 3 月と 7 月に調査を実施し<sup>(18)</sup>、計 3000 人から回答を得た。2001 年から 2020 年までの各年の離婚経験者が均等になるように、かつ男女が半数ずつになるように、スクリーニングによる回収割付をした。すなわち、各年の離婚経験者 150 人ずつ（男女 75 人ずつ）に回答してもらった。分析の際には、離婚の実態がなかった 2 人<sup>(19)</sup>と、離婚時期の回答データの信頼性に特に懸念がある 6 人<sup>(20)</sup>を除外した。

結果として、回答者の結婚形式は、法律婚が 2790 人（93.25%）、事実婚が 202 人（6.75%）であった。したがって、法律婚の離婚のみならず、子ありでの事実婚の解消（事実上の離婚）も、たしかに一定割合存在していることが確認された。もっとも、以下本稿では、事実婚の解消は除き、法律婚の離婚の 2790 人のみを対象に分析を行う。本稿では、離婚届の様式改正や市区町村の役所でのパンフレット配布による効果の有無を検証するところ、これらは基本的に法律婚の離婚の場合にのみ直接的な効果があり得るものだからである。

法律婚の離婚のうち、離婚方式の内訳は、協議離婚 2108 人（75.56%）<sup>(21)</sup>、調停離婚 538 人（19.28%）、裁判離婚 108 人（3.87%）、審判離婚 28 人（1.00%）、その他 8 人（0.29%）<sup>(22)</sup>であった。本稿の分析では、離婚方式は問わずに、これらすべての法律婚の離婚の回答者を分析対象にする。離婚当時の回答者の年齢は平均 36.76 歳（標準偏差 8.63 歳）、離婚当時の末子の年齢は平均 8.07 歳

(18) 研究予算の関係で、年度をまたいで 2 回に分けて実施した。2021 年 3 月に 2000 人分回収し、7 月に 1000 人分を回収した。同一内容の調査であるため、本稿では回収時期による区別はせず、3000 人分のデータをまとめて取り扱う。

(19) 離婚方式の内訳で「その他」（自由回答）として、死別、行政福祉目的の形だけの離婚と回答した 2 人を分析対象から除外した（後掲注 22 参照）。

(20) 離婚当時の年齢（調査時点（2020 年）の年齢と離婚成立年から算出）を算出したときに、16 歳未満になってしまう回答者を除外した。

(21) なお、2016 年の「全国ひとり親世帯等調査」（後記 II-2-(1) 参照）では、母親が離婚した母子家庭の離婚方式の内訳として協議離婚が 80.57%（1319/1637）であった。本調査の結果との間に大きな齟齬はない。

(22) 生データでは、「その他」の回答が 25 件あった。筆者が具体的な記載内容を読んで、そのうち 13 件は協議離婚、1 件は調停離婚、1 件は裁判離婚に分類し直した。残りは、法的には離婚未成立のものが 4 件、元配偶者が回答者に無断で離婚届を作成・提出したものが 4 件、行政福祉目的の形だけの離婚が 1 件、死別が 1 件であった。最後の 2 件は離婚の実態がないため、分析対象からは除外した。

(標準偏差 5.59) であった。

なお、本調査の男性回答者については、親権者の割合が高めだという若干のサンプルの偏りがあった。自らが親権者となった男性のほうが、離婚後の子どもの養育に関心が高く、本調査の質問票への回答率が高くなったのかもしれない。すなわち、親権者については、離婚届を全数集計した公的な統計データが存在する(厚生労働省「人口動態統計」)。人口動態統計によれば、2020年においては、全体のうち 84.69% で母が子ども全員の親権者、11.79% で父が子ども全員の親権者になり、3.52% で父母がきょうだいを分け合っている<sup>(23)</sup>。これに対して、本調査では、離婚後に全児の親権者となった者の割合は、女性回答者のうち 87.06% (1218人)、男性回答者のうち 22.14% (308人) であった<sup>(24)</sup>。全体の 3.98% (111人) が、父母間できょうだいの親権を分け合っていた。

## 2 本調査の特徴——先行研究との相違

本調査は、他機関がこれまでに実施した調査等と比べると、最も大規模(3000人)な離婚経験者調査であり、かつ過去 20 年間の経年変化の解明を試みた点に特徴がある。

第一に、過去 20 年間の各年のサンプルに相当の代表性がある。各年について、子ありでの離婚経験者を男女半数ずつ均等に抽出した。これによって、過去 20 年間の離婚実態(養育費・面会交流の取決め等)の経年変化を解明することができる。第二に、サンプル全体として見たときには、過去 20 年間全体における子ありでの離婚経験者がある程度代表している<sup>(25)</sup>。

主な他機関による調査との違いは、以下のとおりである。

(23) 過去 20 年間で大きな変化はないものの、父が親権者となる割合が若干減少し、母が親権者になる割合が若干増加する傾向にある(いずれも 4~5 ポイント程度)。例えば、2001 年には、母が全児の親権者(79.94%)、父が全児の親権者(15.98%)、父母できょうだいを分け合う(4.08%)だった。なお、本調査の結果では、男性・女性回答者が親権者・監護者となった割合について、過去 20 年間で特段の経年変化の傾向は見られなかった。

(24) なお、親権者と監護者はほとんどの場合一致するが、本調査では監護者についても質問した。離婚後に全児の監護者となった者の割合は、女性回答者のうち 87.13% (1219人)、男性回答者のうち 21.85% (304人)。少なくとも 1人以上の子について監護者となった者の割合は、女性回答者のうち 90.85% (1271人)、男性回答者のうち 27.75% (386人)。

## (1) 「全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)との相違

ひとり親世帯に関する公的調査としては、厚生労働省が 5 年に 1 回実施している「全国ひとり親世帯等調査」(旧全国母子世帯等調査)がある(厚生労働省 2017)<sup>(26)</sup>。離婚後の養育費・面会交流などに関する質問項目も含まれている。例えば、直近の 2016 年(平成 28 年)調査では、2060 件の母子世帯(回収率 63%)、405 件の父子世帯(回収率 62%)、45 件の父母以外世帯(回収率 75%)から回答を得ている<sup>(27)</sup>。国勢調査の調査区から無作為に約 4450 調査区を抽出したうえで、訪問手渡し・郵送回収の方法で実施している。無作為抽出で回収率も高い大規模調査であり、データの信頼性は高いと思われる。

他方で、同調査の対象は、あくまでも調査の時点でのひとり親世帯である。つまり、同調査のサンプルには、未婚の母親等が含まれている一方で、すでに再婚した者は含まれていない。また、回答者の離婚時期もまちまちである。したがって、養育費・面会交流に関する質問項目については、人々の再婚率や再婚傾向の変化等によっても、集計結果が左右される可能性がある。また、5 年おきの実施であるため、本稿(後記 IV-2)のように特定の年に導入された施策の効果を分析することはできない。

これに対して、筆者による本調査は、子ありの離婚経験者のみを抽出して調査対象とした点で、全国ひとり親世帯等調査と異なる。オンライン調査の方法を用いることによって、子ありでの離婚経験者、それも過去 20 年間の各年における経験者だけを効率的にスクリーニング抽出することを可能にした。

## (2) 「協議離婚に関する実態調査」(法務省)との相違

法務省が委託実施した「協議離婚に関する実態調査」(受託者:日本加除出版株式会社、協力研究者:棚村政行氏・青木聡氏・大石亜希子氏)もある(日本加除出版 2021)<sup>(28)</sup>。同調査は、2021 年 3 月に実施され、オンライン調査の方法で計 1000 人から回答を得ている。

(25) 厳密に言えば、過去 20 年間全体の代表的なサンプルというためには、2002 年以降の離婚件数の減少傾向(Ⅰ-1-(2)参照)に沿って各年の人数に傾斜を付けることが望ましい。ただ、本調査では、経年変化の解明が主目的であったため、各年の人数が均等になるように回収割付した。

(26) 同調査における養育費・面会交流に関する結果については、鶴岡(2016)も参照。

(27) 父母以外世帯(養育者世帯)は、父母ともにおらず、祖父母等が養育している世帯。

(28) 同調査の結果を報告したものとしては、青木(2021)、大石(2021)、棚村(2021)などがある。

## ◆ 過去 20 年間の養育費・面会交流の取決め率の分析〔齋藤宙治〕

I-1-(3) で前述したとおり、2021 年に法制審議会家族法制部会が設置され、離婚後の子の養育に関連する法制度の見直しの議論が行われている。議論の前提となる実態（立法事実）に関するデータ収集のために、法務省は3つのオンライン調査を委託実施した<sup>(29)</sup>。同調査は、そのうちの1つである。

同調査は、10年以内（2011年以降）に「未成年の子を持つ時点で協議離婚を経験した」「30代及び40代」の人を対象としたうえで、離婚後の監護親と非監護親が半数ずつ（500人ずつ）になるようにスクリーニングして回収している。調査対象を直近の協議離婚に絞ったうえで、監護親と非監護親とに分けて掘り下げる形の調査設計になっている。

これに対して、筆者による本調査は、経年変化の分析を主目的として、過去20年間の各年の離婚者を同数ずつ割り付けて回収した点に特徴がある。加えて、本調査のほうがより大規模で、調査対象者がより包括的である。本稿の分析対象も協議離婚に限らない。また、本調査では、監護親と非監護親を半数ずつ割り付けるのではなく、各年の離婚者を男女半数ずつでの割付とした。なお、たまたま実施時期が近くなったが、本調査は、同調査とは別個独立に筆者が設計したものである（本調査の設計時点では、同調査の実施や結果については未公表であった）。

## (3) その他の調査について

上記2つの調査が、これまでに実施された全国規模の主な調査であるが、その他にも様々な関連調査は存在する。

まず、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2011年から2018年まで計5回実施した「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査（子育て世帯全国調査）」が挙げられる（労働政策研究・研修機構 2019）。「全国ひとり親世帯等調査」よりもさらに対象が広く、ふたり親世帯も含む子育て全般に関する調査だが、その中でひとり親世帯も取り扱われている<sup>(30)</sup>。養育費の受領額や、面会交流の頻度なども質問項目に含まれている。

(29) 法務省 HP「父母の離婚後の子育てに関する法制度の調査・検討状況について」([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00054.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00054.html), 2021/12/20 アクセス) 参照。他の2つの調査は、「未成年時に親の別居・離婚を経験した子に対する調査」（未成年時に親の別居・離婚を経験した20代及び30代の男女半数ずつ計1000人、2021年1月実施）と「財産分与を中心とした離婚に関する実態調査」（10年以内に離婚を経験した30代から60代までの男女半数ずつ計700人、2021年3月実施）。

また、特定の範囲の離婚経験者を対象とする調査もいくつかある。これらの調査結果は、ある特定のタイプの離婚経験者に関するデータとしての価値がある。ただし、サンプルの代表性には欠けることから、離婚経験者全般に関する定量的データとしては参考にしにくい。

例えば、2011年に養育費等相談支援センター（旧養育費相談支援センター）が実施した、同センターの電話相談利用者315人（回答率約45%）への養育費・面会交流の実態把握のための電話聴取り調査などがある（養育費相談支援センター 2012: 81-99）。養育費等相談支援センターとは、厚生労働省委託事業として公益社団法人家庭問題情報センター（FPIC）が運営しているものであり、養育費・面会交流に関する離婚前及び離婚後の当事者からの相談などを受け付けている<sup>(31)</sup>。また、同センターでは、2007年に開設されて以来の相談内容の内訳や相談者の属性などに関する統計データも蓄積・集計されており（原 2008）、興味深い。

面会交流に焦点を当てたものとしては、例えば、法務省委託調査研究（研究代表者：棚村政行氏）で、2010年から2011年に面会交流の支援団体等を通じて、その利用経験者等への調査を実施したものがあ（棚村他 2011: 49-84）。186人（回収率不明）から回答を得ており、面会交流の実態に関する先駆的な調査であった。また、子どもとの面会交流を求める別居親のネットワーク団体（通称：親子ネット）が、会員（≡子との面会交流ができずに特に切実な思いを抱いている別居親）を対象に実施した調査（72人回答、回収率約29%）などもある（親子ネット 2011）。

(30) 2018年の第5回調査では、末子が18歳未満のふたり親世帯（回答1096件、回収率55%）とひとり親世帯（回答878件、回収率44%）を対象。全国175地点を調査対象として、住民基本台帳から層化2段階無作為抽出し、訪問留置回収法で実施。

(31) 養育費等相談支援センターは、全国の各地方自治体のひとり親家庭等就業・自立支援センター（旧母子家庭等就業・自立支援センター）に配置される養育費専門相談員の人材育成を主目的として2007年に開設された（所在地：東京都豊島区）。その沿革上、養育費の問題の取扱いが多いが、面会交流の問題についても取り扱ってきた。厚生労働省の事業名も2016年に「養育費・面会交流相談支援センター事業」に変更され、センター名も2021年に「養育費等相談支援センター」に改称された（養育費等相談支援センター HP「養育費等相談支援センター業務委託開始」(<http://www.youikuhi-soudan.jp/kaisetu.html>, 2021/12/20 アクセス)）。専門相談員等に対する相談支援に加えて、離婚当事者への直接の相談支援業務も行っている。

### 3 本調査の留意点（回顧式）

本調査について、回顧式の調査であるという点には、留意が必要である<sup>(32)</sup>。

つまり、回答者の過去の経験について、当時のことを思い出して回答してもらった調査である。そのため、離婚年が昔に遡る回答者（最も遡る回答者は20年前の2001年）の場合には、記憶の想起・正確性に一定の限界があったかもしれない。もっとも、子ありでの離婚というのはほとんどの回答者にとって重大なライフイベントだったと推測されるため、少なくとも根幹の質問項目（例えば、養育費・面会交流の取決めの有無・内容など）については、記憶の想起・正確性にさほど問題はなだろうと思われる<sup>(33)</sup>。

このように、回顧式による本調査の方法にはやや強引な側面もある。とはいえ、過去の各年の離婚における養育費・面会交流の実態に関するデータの蓄積がない以上、過去20年間の経年変化を分析するためには本調査のような方法を用いるほかない。

## III 過去20年間の経年変化

それでは、本調査の結果を報告・分析する。まず、2001年から2020年までの各年の離婚経験者（法律婚の離婚、 $N = 2790$ ）の回答結果に基づいて、養育費と面会交流の取決めの有無・方法の経年変化の実態を示す。さらに、特に経年変化が目立った質問項目として、インターネットによる情報検索や養育費算定表の参照などについても、結果を報告する。

### 1 養育費の取決め

養育費の取決め状況の割合の推移は、図3のとおりであった。この20年間で、離婚時又は離婚後に元配偶者との間で「具体的な金額を取り決めたことが

ある」割合が約4割から約6割に増加したことがわかる<sup>(34)</sup>。「あいまいな約束はしたが、養育費の具体的な金額を取り決めたことはない」の割合は1割前後で特に変化はない。「『養育費の支払いはしない』という約束・取り決めをした」割合は約2割から約1割に減少し、「何も約束・取り決めをしたことはない」の割合も3割強から約2割に減少した。

さらに、金額の取決めがある場合の取決め方法については、公正証書の活用がこの20年間で大きく広まっている。図4は、具体的な金額の取決めをした人だけを抽出して（ $N = 972$ ）、調停調書や審判・裁判による場合は除いたうえで、取決め方法の内訳の推移を示したものである<sup>(35)</sup>。この20年間で公正証書による取決めの割合は、約2割だったのが約5割に拡大したことがわかる。逆に、口頭のみでの合意は、約4割を占めていたのが約2割に減少した。具体的には、20年前の3年間（2001年から2003年までの3年間を通算、 $N = 114$ ）では、公正証書が約2割（21.93%）、公正証書以外の合意書・協議書が約3割（31.58%）、メール・LINEなどの電子メッセージが少数（3.51%）、口頭のみが約4割（42.98%）であった<sup>(36)</sup>。これに対して、直近の3年間（2018年から2020年までの3年間を通算、 $N = 167$ ）では、公正証書が約5割（47.90%）、公正証書以外の合意書・協議書が約3割（26.95%）、メール・LINEなどの電子メッセージが1割弱（7.19%）、口頭のみが約2割（17.96%）となっている<sup>(37)</sup>。なお、調停調書や審判・裁判も含めた場合の割合については、注36・37

(34) 年によって若干のぶれがあるが、例えば、2001年（ $N = 138$ ）は、具体的な取決め39.13%、あいまいな約束8.70%、なしの約束17.39%、約束なし34.78%。2020年（ $N = 137$ ）は、具体的な取決め60.58%、あいまいな約束12.41%、なしの約束8.03%、約束なし18.98%。

(35) 質問票では（取決めを複数回する可能性も考慮して）複数回答可で取決め方法を質問した。複数回答がなされた場合には、そのうち最も上位の（より厳格な）方法に該当するものとしてコーディングした。なお、各年の調停調書や審判・裁判の合計割合は約2～4割だったが、年によってぶれがあったため、分析の明瞭性の観点から図4のグラフでは省略した。

(36) 調停調書や審判・裁判によって決まった場合も含めると（ $N = 175$ ）、審判・裁判が4.00%、調停調書が30.86%、公正証書が14.29%、合意書・協議書が20.57%、メール・LINEなどの電子メッセージが2.29%、口頭のみが28.00%。

(37) 調停調書や審判・裁判によって決まった場合も含めると（ $N = 238$ ）、審判・裁判が7.56%、調停調書が22.27%、公正証書が33.61%、合意書・協議書が18.91%、メール・LINEなどの電子メッセージが5.04%、口頭のみが12.61%。

(32) また、オンライン調査は無作為抽出による調査ではないため、厳密に言えば、サンプルの代表性についても若干の議論があり得る。とはいえ、従来型の無作為抽出による調査（郵送調査等）の場合であっても、回収率が低下傾向にあるため、調査票の回収段階でのサンプルの代表性にはいずれにしても課題が残る。

(33) なお、20年以上前の出来事を回顧式で調査した例は、家族社会学の分野にも存在する。例えば、日本家族社会学会の「全国家族調査」プロジェクトのうちNFRJ-16Rは、35～44歳の人を対象に、15歳から現在までを回顧してもらった調査であった（保田2017）。

図3 養育費の取決め割合の経年変化

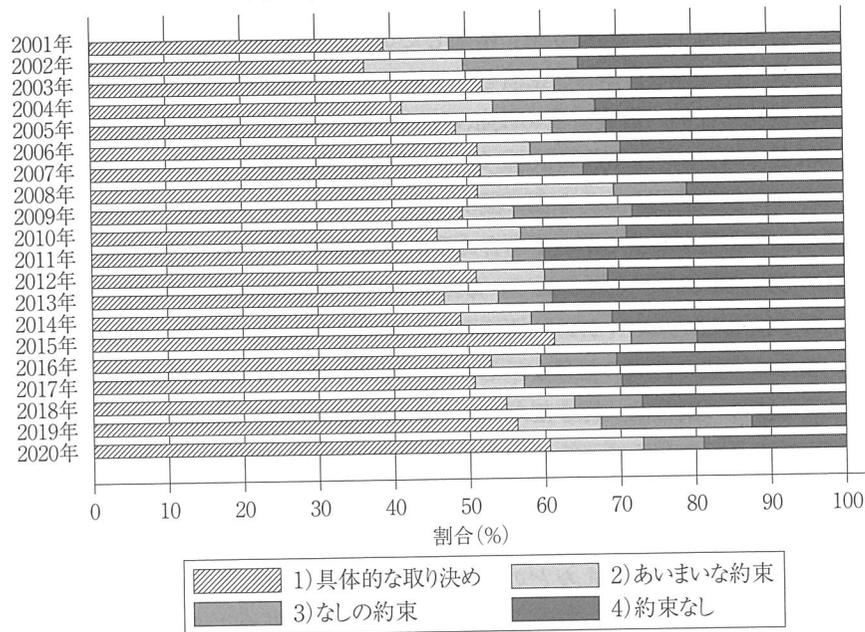
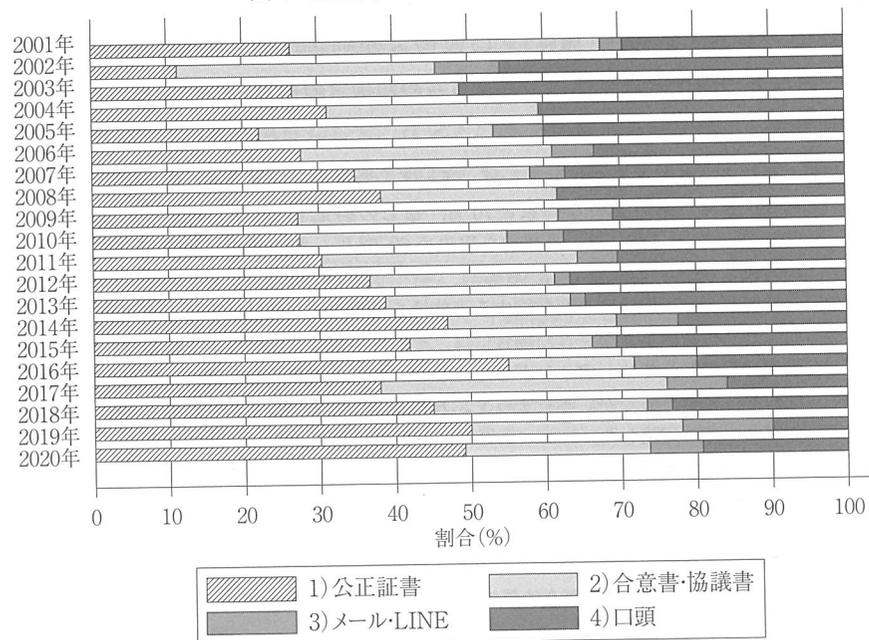


図4 養育費の取決め方法の経年変化



を参照。

## 2 面会交流の取決め

次に、面会交流の取決め状況についても見てみよう。本調査では、面会交流は「別居親が子どもと定期的に会って交流すること」であると定義して、質問した。

2001年から2020年までの各年の離婚経験者（法律婚の離婚、 $N = 2790$ ）において、面会交流の取決め状況の割合は、図5のとおりであった。この20年間で、「面会交流の具体的な頻度・回数を取決めたことがある」割合は、約1割から約2～3割に増加した<sup>(38)</sup>。「あいまいな約束はしたが、面会交流の具体的な頻度・回数を取り決めたことはない」の割合は約2割、「『面会交流はしない』という約束・取り決めをした」割合は約1割で、特段の変動は見られなかった。他方で、「何も約束・取り決めをしたことはない」の割合は、6割強から4割強に減少した。

さらに、具体的な頻度・回数の取決めがある場合の取決め方法の内訳は、図6のとおりであった（図5と同様に、調停調書や審判・裁判による場合は除いた集計）。具体的な取決めありの者だけを対象にした質問であるため、各年のサンプルサイズは限定的である（全体で $N = 492$ だが、昔に遡るほど人数が少ない）。それゆえに、年ごとに相当の誤差があるものの、図6からおおまかな傾向は読み取れよう。

すなわち、面会交流についても養育費と同様に、この20年間で口頭のみでの合意が減少し、公正証書の活用が広がっている。この20年間で公正証書による取決めの割合は、約3割だったのが約6割に拡大した。逆に、口頭のみでの合意は、約3割を占めていたのが約1割に減少した。正確には、20年前の5年間（2001年から2005年までの5年間を通算、 $N = 46$ ）では、公正証書が約3割（32.61%）、公正証書以外の合意書・協議書が3割強（34.78%）、メール・LINEなどの電子メッセージが1割弱（6.52%）、口頭のみが約3割（26.09%）であった<sup>(39)</sup>。これに対して、直近の5年間（2016年から2020年までの5年間を

(38) 年によって若干のぶれがあるが、例えば、2001年 ( $N = 138$ ) は、具体的な取決め12.32%、あいまいな約束14.49%、なしの約束7.97%、約束なし65.22%。2020年 ( $N = 137$ ) は、具体的な取決め22.63%、あいまいな約束22.63%、なしの約束10.95%、約束なし43.80%。

図5 面会交流の取決め割合の経年変化

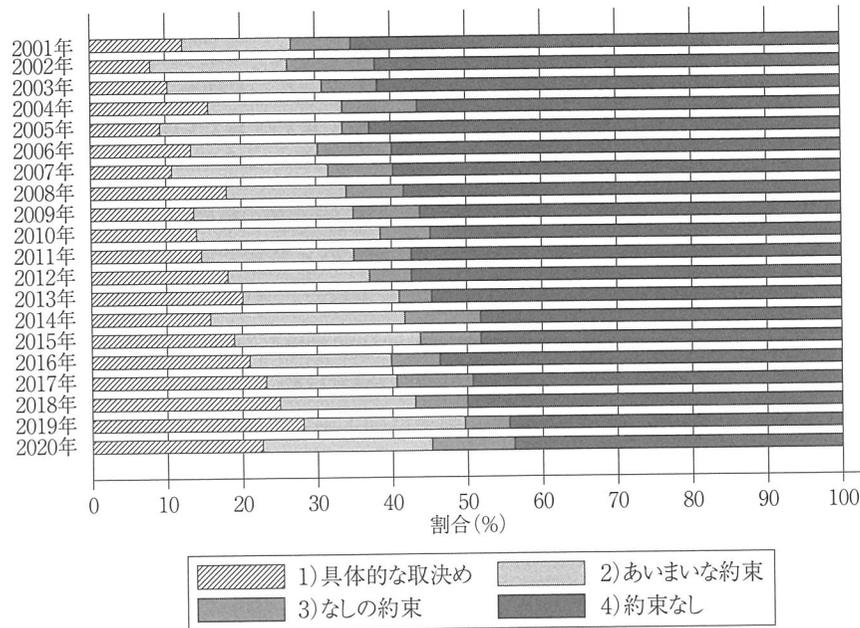
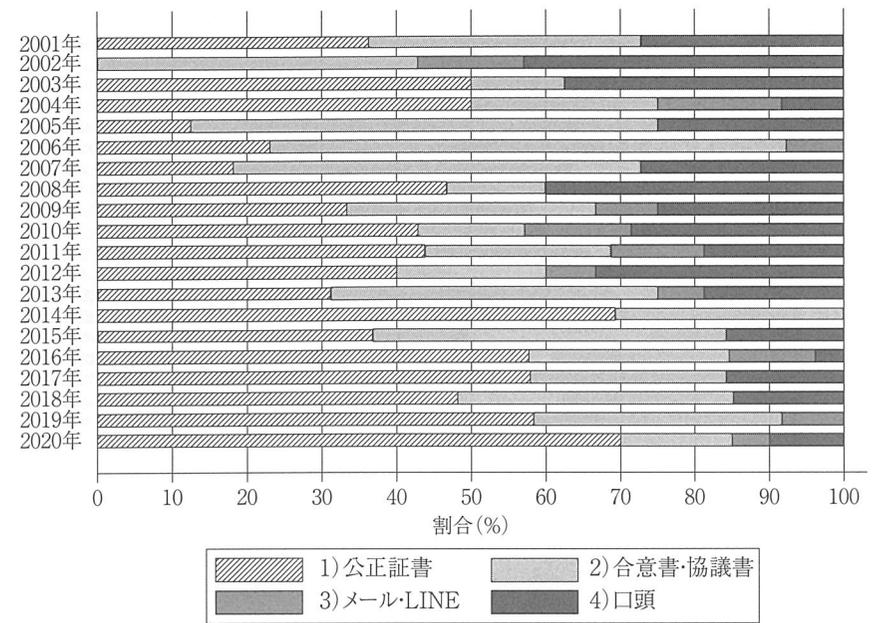


図6 面会交流の取決め方法の経年変化



通算、 $N = 116$ ) では、公正証書が約6割(57.76%)、公正証書以外の合意書・協議書が約3割(28.45)、メール・LINEなどの電子メッセージが1割弱(5.17%)、口頭のみが約1割(8.62%)となっている<sup>(40)</sup>。なお、調停調書や審判・裁判も含めた場合の割合については、注39・40を参照。

### 3 情報検索・利用の行動

特に目立った経年変化が見られた項目としては、インターネットによる情報検索の大幅な増加が挙げられる。養育費や面会交流について、離婚前又は離婚後に、インターネットを利用して情報を調べたことがある割合(「調べた」と「たぶん調べた」の合計)は、この20年間で、約2割から約6~7割にまで大

幅に増加した(図7)<sup>(41)</sup>。なお、養育費か面会交流の少なくともいずれかについて具体的な取決めありの回答者に限った場合( $N = 1460$ )には、約2割から約8割に増加していた<sup>(42)</sup>。なお、参考までに、書籍を利用して情報を調べた者の割合は、約1割から約2~3割への微増にとどまった<sup>(43)</sup>。

ちなみに、当事者が見ていた具体的なウェブサイトの上位5項目は、離婚体験者による体験記事(39.00%)、国(法務省・厚生労働省等)のホームページ(31.50%)、弁護士による解説記事(31.20%)、裁判所のホームページ(30.60%)、あなたの市区町村の役所のホームページ(29.90%)であった<sup>(44)</sup>。

また、養育費の標準算定表<sup>(45)</sup>の認知度も上昇したことが確認された。養育

(39) 調停調書や審判・裁判によって決まった場合も含めると( $N = 77$ )、審判・裁判が6.49%、調停調書が33.77%、公正証書が19.48%、合意書・協議書が20.78%、メール・LINEなどの電子メッセージが3.90%、口頭のみが15.58%。

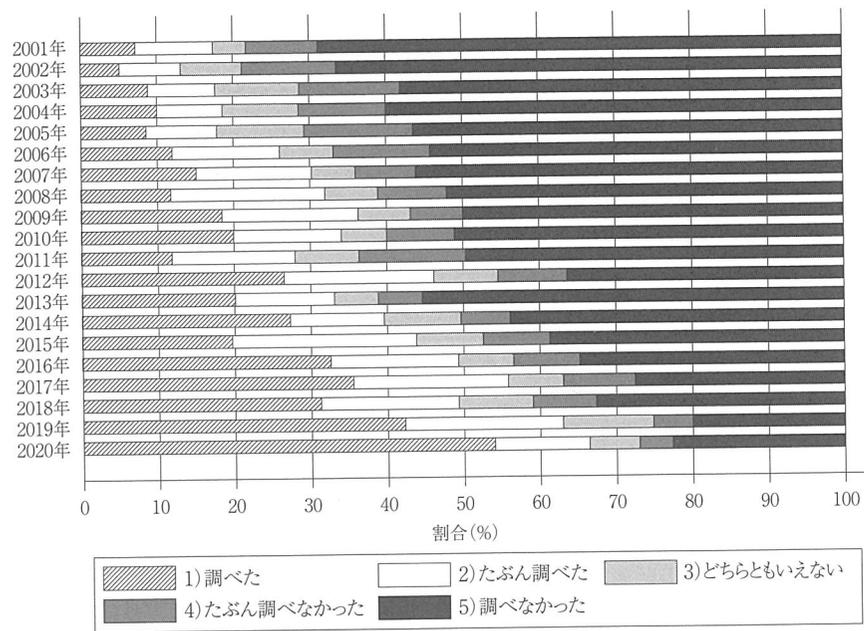
(40) 調停調書や審判・裁判によって決まった場合も含めると( $N = 166$ )、審判・裁判が4.82%、調停調書が25.30%、公正証書が40.36%、合意書・協議書が19.88%、メール・LINEなどの電子メッセージが3.61%、口頭のみが6.02%。

(41) 例えば、2001年( $N = 138$ )は「調べた」7.25%と「たぶん調べた」10.14%だったが、2020年( $N = 137$ )は54.01%と12.41%。

(42) 例えば、2001年( $N = 55$ )は「調べた」9.09%と「たぶん調べた」10.91%だったが、2020年( $N = 84$ )は65.48%と14.29%。

(43) 例えば、2001年( $N = 138$ )は「調べた」7.25%と「たぶん調べた」6.25%だったが、2020年( $N = 137$ )は15.33%と8.03%。

図7 インターネットによる情報検索の経年変化



## IV 問いの分析

次に、本稿の主目的である2つの問い（前記I-3参照）について、掘り下げて分析・考察する。①離婚届チェック欄の公的な集計結果がどの程度実態を表しているのか、②離婚届の様式改正（チェック欄の新設）やパンフレット配布によって取決めの促進効果はあったのか、という2つの問いである。

### 1 離婚届チェック欄の集計データと実態の乖離

#### (1) 本調査の結果との比較

養育費・面会交流の取決め割合については、公的な統計データとして、離婚届のチェック欄を2014年4月から2020年6月まで3ヶ月ごとに全数集計したものが公表されている<sup>(48)</sup>。集計データでは、養育費と面会交流の取決め割合はほぼ同じ数値で推移して微増しており、2014年には約61～62%だったのが、2020年には約65%になったとされている。しかし、実は、この数値がどの程度実態を表しているかは明らかではなかった。

というのも、離婚届のチェック欄では、「取決めをしている」か「まだ決めていない」の2択で回答するようになっている。そのため、ごくあいまいな取決めをただけの事案や、「養育費なし」「面会交流なし」とする合意をしたような事案などにおいて、当事者がどちらの選択肢を回答するのか不明である。また、チェック欄には「面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています」（下線強調は筆者）という説明文が付記されていることを鑑みれば、当事者が離婚届を提出する際に、「取決めをしている」のほうになるべくチェックをつけなければならないかのように感じて不思議ではない。

これに対して、本調査では、取決めの具体性を区別しながら詳細に質問した。そこで、本調査の結果（前記Ⅲ-1、Ⅲ-2）と照合することで、離婚届チェッ

費の具体的な取決めありの回答者（ $N = 1395$ ）のうち<sup>(46)</sup>、養育費の「算定表」を使って目安の金額を計算したことがある者（「あった」と「たぶんあった」の合計）は、2003年の導入当初は約2割に過ぎなかったが、2020年には約7～8割にまで右肩上がりに増加した<sup>(47)</sup>。

(44) インターネットで「調べた」か「たぶん調べた」と回答した者（ $N = 1000$ ）に対して、計12項目を挙げて、複数回答可で質問した。内訳に特に目立った経年変化はなかったため、20年間全体の割合を報告している。

(45) 2003年4月に公表され家庭裁判所の実務で使われてきた標準算定方式・算定表のこと（2019年12月に改定版を公表）。質問票では、単に「養育費の『算定表』というもの」という文言で質問した。

(46) 協議離婚の回答者に限定した場合にも（ $N = 924$ ）、2003年の導入当初は約1～2割に過ぎなかったが、直近では約6～7割にまで右肩上がりに増加していた。例えば、2004年（ $N = 31$ ）は「あった」6.45%と「たぶんあった」6.45%。2020年（ $N = 53$ ）は56.60%と16.98%。

(47) 2004年（ $N = 58$ ）は「あった」15.52%と「たぶんあった」6.90%。2020年（ $N = 83$ ）は66.27%と13.25%。なお、算定表が導入される前の2001年や2002年についても、「たぶんあった」「あった」の回答が少数あったが、これは回答者の記憶違いか離婚後に養育費を取り決めたかだと思われる。

(48) 法務省HP「離婚届のチェック欄の集計結果」（[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00156.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00156.html), 2021/12/20アクセス）。

ク欄の数値がどの程度実態を表しているのかを考察することができる。なお、本調査では、離婚時又は離婚後に取決めをしたことがあるかを質問したため、前記Ⅲ-1、Ⅲ-2で報告した数値には、離婚後に取決めをした人も含まれている。そして、具体的な取決めをした回答者について、取決め時期を質問したところ、養育費・面会交流ともに約 8 割の人が離婚前に取決めをしていた<sup>(49)</sup>。したがって、Ⅲ-1、Ⅲ-2で報告した取決めありの割合の数値を八掛けすれば、離婚時点（離婚届チェック欄の記入と同じ時点）におけるおおよその取決め割合の実態を算出できる<sup>(50)</sup>。

まず、養育費については、本調査の結果（直近 3 年間）のうち、具体的な金額の取決めをした場合、あいまいな約束をした場合、「養育費なし」の約束をした場合の 3 つを合計した割合<sup>(51)</sup>（約 6 割 + 約 1 割 + 約 1 割）× 0.8 が、離婚届チェック欄の集計結果（約 65 %）とおおむね一致している。したがって、チェック欄における養育費の取決め割合（約 65 %）の中には、具体的な金額を定めないあいまいな約束をした場合や、「養育費なし」の約束をした場合までもが含まれている可能性が高いのではないかと考えられる。

次に、面会交流については、本調査の結果では、養育費よりも取決めありの割合が低かった。そして、本調査で解明した実態（直近 3 年間）としては、面会交流の具体的な頻度・回数を取決めをした割合に、あいまいな約束をした割合と「面会交流なし」の約束をした割合を加えたとしても（約 2 ~ 3 割 + 約 2 割 + 約 1 割）× 0.8 = 約 4 割<sup>(52)</sup>、離婚届チェック欄の集計結果（約 65 %）には遠く及ばない。この乖離はなぜ生じているのだろうか。この点については、あくまでも 1 つの推測だが、実際には養育費の取決めだけをした当事者であって

(49) 養育費（ $N = 1395$ ）では、「離婚成立前の同居中」（28.96 %）と「離婚成立前の別居中」（48.96 %）の合計が 77.92 %。面会交流（ $N = 465$ ）では、「離婚成立前の同居中」（25.38 %）と「離婚成立前の別居中」（54.62 %）の合計が 80.00 %。もし複数回取決めをした場合には、具体的な金額を決めた最初の約束・取決めを質問した。

(50) 本調査では、具体的な取決めをした回答者だけに取決め時期の質問をした。厳密に言えば、あいまいな約束をした場合や「養育費・面会交流なし」の約束をした場合の約束時期は質問しておらず、それらの場合については約 8 割が離婚前とは限らない。したがって、あくまでも概算として八掛けする。

(51) 前記Ⅲ-1 参照。2018 年から 2020 年までの直近 3 年間を通算すると（ $N = 416$ ）、具体的な取決め 57.21 %、あいまいな約束 10.82 %、なしの約束 12.26 %、約束なし 19.71 %。

も、「取決めをしている」のほうになるべくチェックをつけなければならないかのようになって）面会交流の項目のほうも、養育費の項目と回答を揃えて虚偽の回答をしている可能性があるかもしれない（推測①）。本調査で明らかにしたとおり、実態としては、面会交流は養育費よりも取決めありの割合が低い。にもかかわらず、離婚届のチェック欄集計では、養育費・面会交流の取決め割合が毎年ほぼ完全に一致する結果になっており、この両者の一致度合い（いずれの四半期でも、両者の間には 1 %ポイント未満の差しかない）があまりにも不自然なためである。

なお、もう 1 つ別の推測としては、本調査では面会による交流のみを念頭に質問したのに対して（前記Ⅲ-2 参照）、離婚届チェック欄ではより広義の交流の意味で回答された可能性も一応考えられる（推測②）。特に、2018 年の様式改正以降のチェック欄（前掲図 2）では、「面会交流」の定義が付記されており、面会以外の交流も含む説明になっている。定期的・継続的に「会って話をしたり」「一緒に遊んだり」だけでなく、「電話や手紙などの方法で交流すること」も含めて説明がなされている。したがって、チェック欄における面会交流の取決め割合の中には、手紙や写真等の提供に関するあいまいな約束だけをした場合なども含まれている可能性がある。もっとも、2012 年から 2018 年までの旧様式（前掲図 1）では、チェック欄には「面会交流」という文言があるだけで、面会以外の交流を含む旨の説明はなかった。したがって、面会交流の定義・範囲の違いが、チェック欄集計と本調査結果の乖離の主な原因であるとは考えにくい。

## (2) 先行調査との整合性

面会交流のデータの乖離に関する上記推測①は、本調査の結果のみならず、他機関による実態調査の結果とも整合性がある。

2016 年の「全国ひとり親世帯等調査」（厚生労働省、Ⅱ-2-(1) 参照）では、養育費の取決めありは約 4 割（42.9 %、文書ありは 31.5 %）、面会交流の取決めありは約 2 割（24.1 %、文書ありは 23.3 %）となっていた（厚生労働省 2017）<sup>(53)</sup>。同調査でも、面会交流は養育費よりも取決め割合が大幅に低いという実態が示されており、上記推測①と整合性がある。

(52) 前記Ⅲ-2 参照。2018 年から 2020 年までの直近 3 年間を通算すると（ $N = 416$ ）、具体的な取決め 25.24 %、あいまいな約束 20.67 %、なしの約束 7.93 %、約束なし 46.15 %。

なお、同調査では、養育費・面会交流ともに、本調査の結果よりもさらに取決め割合が低い結果になっている。これはおそらく、質問文言に起因する違いである。同調査では、養育費・面会交流の「取り決めをしている」か「取り決めをしていない」かを調査している。そのため、過去に取決めをしたことがあったとしても、調査時点で取決めが有効に存続していないと回答者が判断した場合には、「取り決めをしていない」と回答された可能性があると思われる。これに対して、本調査では、取決めをしたことがあるかという形で質問をした。これによって、取決め後の履行・存続の有無によるノイズが入ることなく、純粋に取決め時点での取決め割合を調べた。

また、2021 年の「協議離婚に関する実態調査」(法務省、II-2-(2) 参照)でも、面会交流は養育費よりも取決めありの割合が低いという実態が示されており、上記推測と整合性がある。同調査では、取決めの具体性は区別していないものの、取決め方法を区別する形で質問している。同調査の結果では<sup>(54)</sup>、養育費は、「決めていない」約 2 割 (21.5%)、「口約束で決めた」約 3 割 (31.5%)、「書面 (公正証書を除く) で決めた」約 2 割 (20.6%)、「公正証書で決めた」約 2 割 (23.4%) である。面会交流は、「決めていない」約 3 割 (29.0%)、「口約束で決めた」約 3 割 (32.5%)、「書面 (公正証書を除く) で決めた」約 2 割 (17.0%)、「公正証書で決めた」約 2 割 (19.4%) となっている。

なお、同調査では、面会交流については、本調査の結果よりも取決め割合が高い結果になっている。これも質問文言に起因する違いではないかと考えられる。同調査では、(2018 年改正以降の離婚届チェック欄における面会交流の説明と同様に) 面会以外の交流も含む形で質問している。すなわち、「離れて暮らす親と子との交流 (面会交流)」という表現で質問しており、また取決め内容に関する質問における選択肢にも「写真や子どもに関する情報の提供」「メールや SNS 等でのやり取り」といったものが含まれている。面会以外の交流も含めると、その分、取決めありの割合が高くなることを示す結果だと思われる。

(53) 2011 年の同調査でも、若干低いがほぼ水準の割合だった (厚生労働省 2012)。2011 年は、養育費 37.7% (文書ありは 26.7%)、面会交流 23.4% (文書ありは 11.8%)。

(54) 日本加除出版 (2021: Q41 の結果)。養育費・面会交流ともに、本調査と同様に、離婚後に取決めをした場合も含む割合。なお、本文中に転記した項目以外に、「裁判所の調停で決めた」と「裁判所が決めた」が、養育費では 2.6% と 0.4%、面会交流では 1.8% と 0.3% ある。

この結果については、上記推測②と整合性がある。

## 2 離婚届の様式改正・パンフレット配布による効果

### (1) 分析方法

これまでに全国規模で導入された主な法政策的措置は、離婚届様式へのチェック欄の新設 (2012 年 4 月導入) と市区町村窓口での統一パンフレットの配布 (2016 年 10 月導入) であった (I-3 参照)。これらによって、養育費・面会交流の取決めは促進されたのだろうか。

前記 III で過去 20 年間の推移を整理したとおり、養育費・面会交流ともに、具体的な取決めがなされた割合は年々なだらかに増加してきた (図 3 及び図 5 参照)。しかし、もし離婚届チェック欄とパンフレット配布の導入による促進効果があったと仮定するならば、これらが導入された時期の前後で、取決め割合がある程度ジャンプして (前後で隔たりを作って) 増加していなければならぬ。チェック欄新設よりも前から毎年一定ずつ増加してきたというだけでは、何か別の要因による増加傾向があるに過ぎない。

この点を検証すべく、統計的な分析を行った。具体的には、単純な年トレンドや関連し得る他の変数による影響を統制したうえで、養育費・面会交流の具体的な取決めありか否か (III-1、III-2 参照) を目的変数<sup>(55)</sup>として、離婚届様式改正によるチェック欄導入の前後 (2012 年 4 月以降を 1 とするダミー変数)、パンフレット配布前後 (2016 年 10 月以降を 1 とするダミー変数) を説明変数<sup>(56)</sup>とするプロビットモデルの回帰分析を行った。毎年のある一定の増加傾向による影響を除去したうえでの効果を見るため、単純なモデルだが、年トレンド (2001 年を 1 とし、1 年ごとに 1 ずつ増加する変数) を統制変数として入れた。

### (2) 分析結果

まず、養育費についての分析結果は、表 1 のとおりであった。モデル(1)は離婚届様式のチェック欄導入のみ、モデル(2)はパンフレット配布のみ、モデル(3)

(55) あいまいな取決めありも含めて目的変数とした場合でも、結果は同様であり、養育費・面会交流ともに、チェック欄導入やパンフレット配布による有意な影響は見られなかった。

(56) 改正版の離婚届用紙が使われ始める時期は、市区町村によって若干のずれがあり得る (I-2-(2) 参照)。そのため、ダミー変数の時期を 1 年遅らせた説明変数でも分析したが、結果は同様であり、チェック欄導入・パンフレット配布による有意な影響は見られなかった。

## ◆ 過去20年間の養育費・面会交流の取決め率の分析〔齋藤宙治〕

はチェック欄導入とパンフレット配布の双方を説明変数としたうえで、年トレンドを統制した分析モデルである。モデル(4)は、モデル(3)に加えて、取決めの有無に関連し得る主な基本要素も統制した分析モデルである。具体的には、女性(母)が監護者となったか否か(なった84.30%)<sup>(57)</sup>、離婚当時の末子の年齢(平均8.07歳、標準偏差5.59)、離婚当時の本人の年齢(平均36.76歳、標準偏差8.63)、本人の教育年数(平均14.02年、標準偏差1.98)<sup>(58)</sup>、離婚前の監護親側の年収(平均2.55百万円、標準偏差2.64)<sup>(59)</sup>、離婚前の非監護親側の年収(平均4.20百万円、標準偏差2.94)<sup>(60)</sup>、離婚原因に暴力・虐待が含まれているか否か(あり27.67%)<sup>(61)</sup>、離婚の総合的な円満度(5件法で平均2.97、標準偏差1.18)<sup>(62)</sup>、といった変数を入れた。また、Ⅲ-3で述べたインターネットによる情報検索をしたか否か(した35.84%)<sup>(63)</sup>も変数に加えた。表中の(5)は、モデル(4)についての限界効果<sup>(64)</sup>を報告したものである(プロビットモデルの分析では、係数は直接解釈できないため、解釈の際には限界効果の数値を用いる)。

結果として、養育費については、シンプルなモデル(1)から(3)においても、関連し得る主な基本要素による影響を統制したモデル(4)においても、チェック欄導入やパンフレット配布による有意な影響は見られなかった<sup>(65)</sup>。

(57) 回答者が女性の場合は自身が1人以上の子の監護者になっていれば1、回答者が男性の場合は元配偶者が1人以上の子の監護者になっていれば1とするダミー変数。

(58) 学歴の回答を連続変数に変換した。最後に行った学校(在学中、卒業あるいは中退)が中学校であれば9年、高校は12年、専門学校・高専・短大は14年、大学は16年、大学院は18年として計算した。

(59) 回答者自身が1人以上の子の監護者の場合は本人の年収、そうでない場合は元配偶者の年収として計算した。

(60) 回答者が1人以上の子の監護者でない場合は本人の年収、回答者自身が1人以上の子の監護者の場合は元配偶者の年収として計算した。

(61) 元配偶者と離婚したきっかけについて、選択肢の中からあてはまるものをすべて選択してもらったが、選択した中に「元配偶者による暴力」「元配偶者による精神的虐待」「あなたによる暴力が原因かもしれない」「あなたによる精神的虐待が原因かもしれない」のいずれかが含まれている場合に1とするダミー変数。

(62) 総じていえば離婚が「まったく円満ではなかった」(1)から「とても円満だった」(5)までの5段階評価の変数。

(63) Ⅲ-3で集計報告したインターネット利用による情報検索について、「調べた」と「たぶん調べた」を1とするダミー変数。

(64) 平均限界効果。各個人に関して限界効果を計算したうえで、その平均値を計算したものの。

表1 養育費の具体的な取決めありの分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
離婚届様式改正	-0.0460 (0.0930)		-0.0475 (0.0931)	-0.0588 (0.0988)	-0.0202 (0.0340)
パンフレット配布		-0.0264 (0.0825)	-0.0284 (0.0826)	-0.0840 (0.0873)	-0.0289 (0.0300)
インターネット検索				0.594 *** (0.0578)	0.204 *** (0.0187)
女性が監護親				0.662 *** (0.0862)	0.228 *** (0.0288)
末子年齢(当時)				-0.00568 (0.00670)	-0.00196 (0.00230)
本人年齢(当時)				-0.00389 (0.00454)	-0.00134 (0.00156)
学歴(教育年数)				0.00956 (0.0141)	0.00329 (0.00487)
監護親年収(当時)				-0.0586 *** (0.0115)	-0.0202 *** (0.00390)
非監護親年収(当時)				0.0824 *** (0.00999)	0.0284 *** (0.00331)
暴力・虐待あり				-0.0553 (0.0586)	-0.0190 (0.0201)
離婚の円満度				-0.0741 *** (0.0222)	-0.0255 *** (0.00759)
年トレンド	0.0224 *** (0.00803)	0.0203 *** (0.00582)	0.0239 *** (0.00917)	0.0156 (0.0100)	0.00538 (0.00344)
定数項	-0.215 *** (0.0589)	-0.208 *** (0.0559)	-0.225 *** (0.0650)	-0.810 *** (0.233)	
疑似決定係数	0.00549	0.00545	0.00552	0.128	
N	2790	2790	2790	2782	2782

注) プロビット回帰分析の結果。モデル(1)から(4)の数値は係数、括弧内は頑健な標準誤差。列(5)の数値はモデル(4)の限界効果、括弧内はデルタ法の標準誤差。

\*\*\*  $p < 0.01$ , \*\*  $p < 0.05$ , \*  $p < 0.1$

次に、面会交流についての分析結果は、表2のとおりであった。説明変数と統制変数は、養育費の分析モデルと同様である。面会交流についても養育費と同様に、(1)から(4)までのいずれのモデルでも、チェック欄導入やパンフレット配布による有意な影響は見られなかった。

参考までに、養育費(表1)・面会交流(表2)それぞれのモデル(4)の分析では、主な基本要素による影響の有無も明らかにすることができた。5%水準で統計的に有意だった変数について、その影響の度合いを報告しておく。表中(5)に掲載した限界効果(各人の限界効果の平均値)のとおりである。

まず、インターネット検索の限界効果は、養育費の場合は0.204、面会交流の場合は0.103であった。これは、インターネットによる情報検索をした者は、養育費の具体的な取決めありの確率が20.4%ポイント高く、面会交流の具体的な取決めありの確率が10.3%ポイント高くなることを意味する。この結果は、インターネット検索をすると取決めが促進されるという因果関係をただちに示すものではない(もともと取決めをしようと考えていた者のほうが検索行動をする傾向が強い可能性もあるため)。とはいえ、少なくとも、養育費・面会交流についてインターネットによる情報検索をする者は、他の基本要素を統制した場合にも、実際に取決めをする確率が高いことが示された。

そして、女性が子の監護親となった場合は、養育費の取決め確率が22.8%ポイント高かった。他方で、監護親の性別は、面会交流の取決めの有無には影響が見られなかった。また、離婚時の末子の年齢が1歳上がると、面会交流の取決め確率が1.3%ポイント下がった。もっとも、末子の年齢は、養育費の取決めの有無には影響が見られなかった。

また、(離婚前の)監護親の年収が1百万円上がると、養育費の取決め確率は2.0%ポイント下がったが、面会交流には影響が見られなかった。これに対して、(離婚前の)非監護親の年収が1百万円上がると、養育費の取決め確率は2.8%ポイント上がり、面会交流の取決め確率も1.0%ポイント上がった。この点、非監護親の年収が面会交流の取決めに影響していることが明らかになった。本来、非監護親の年収の多寡にかかわらず、面会交流の取決めはなされるべき性質のものである。しかし、実態としては、非監護親が養育費を支払

表2 面会交流の具体的な取決めありの分析

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
離婚届様式改正	0.0236 (0.111)		0.0360 (0.113)	0.0428 (0.120)	0.00949 (0.0266)
パンフレット配布		0.108 (0.0952)	0.110 (0.0954)	0.0599 (0.101)	0.0133 (0.0224)
インターネット検索				0.463*** (0.0656)	0.103*** (0.0143)
女性が監護親				-0.0478 (0.103)	-0.0106 (0.0229)
末子年齢(当時)				-0.0599*** (0.00803)	-0.0133*** (0.00176)
本人年齢(当時)				0.00752 (0.00512)	0.00167 (0.00113)
学歴(教育年数)				0.0322* (0.0169)	0.00714* (0.00374)
監護親年収(当時)				-0.00232 (0.0130)	-0.000514 (0.00289)
非監護親年収(当時)				0.0470*** (0.0109)	0.0104*** (0.00242)
暴力・虐待あり				-0.145** (0.0695)	-0.0322** (0.0154)
離婚の円満度				-0.125*** (0.0259)	-0.0277*** (0.00571)
年トレンド	0.0316*** (0.00984)	0.0275*** (0.00722)	0.0246** (0.0115)	0.0191 (0.0124)	0.00424 (0.00276)
定数項	-1.326*** (0.0758)	-1.295*** (0.0721)	-1.281*** (0.0840)	-1.470*** (0.278)	
疑似決定係数	0.0179	0.0184	0.0185	0.110	
N	2790	2790	2790	2782	2782

注) プロビット回帰分析の結果。モデル(1)から(4)の数値は係数、括弧内は頑健な標準誤差。

列(5)の数値はモデル(4)の限界効果、括弧内はデルタ法の標準誤差。

\*\*\* $p < 0.01$ , \*\* $p < 0.05$ , \* $p < 0.1$

(65) なお、あいまいな取決めありも含めて目的変数とした場合でも、チェック欄導入やパンフレット配布による有意な影響は見られなかった。

う経済力の有無が、面会交流の取決めの有無にも影響してしまっているのであろう。

次に、いわゆるDV事案の場合には、面会交流の取決め・実施が困難なこともある。そうしたところ、本稿の分析においても、離婚原因に暴力・精神的虐待が含まれている場合には、面会交流の取決め確率が3.2%ポイント下がった。他方で、養育費の取決め確率には影響が見られなかった。したがって、暴力・精神的虐待があった事案であっても、養育費の取決めについては阻害されていないことがわかった。

最後に、(回答者の主観による)離婚の総合的な円満度については、円満度が5段階中1段階上がると、養育費(-2.6%ポイント)、面会交流(-2.8%ポイント)ともにむしろ取決め確率が下がった。これはやや直感に反する結果である。理由の詳細は不明だが、例えば、取り決めるための話し合いで揉めなかった(そもそも話し合いがなかった)ので円満に感じた可能性や、当事者間の関係が良好な場合にはあえて離婚時に具体的な取決めをする必要がないと考えられている可能性などがあるのかもしれない。いずれにせよ、離婚当事者の主観的な円満度が高いからといって、子の養育についてきちんと取決めがなされているとは限らないことに留意が必要だと思われる。

## V まとめ

### 1 得られた知見

本稿の分析で得られた主な知見は、次の2つである。

第一に、離婚届のチェック欄の公的な集計結果の数値(養育費・面会交流ともに、直近の取決め割合は約65%とされている)は、やはり実態と乖離があることが明らかになった(前記IV-1)。養育費の取決め割合の数値については、あいまいな約束をした場合や、「養育費なし」の約束をした場合までもが含まれている可能性が高い。面会交流の取決め割合の数値については、実態との乖離がさらに大きい。その原因は不詳だが、1つの推測としては、実際の面会交流の取決めの有無にかかわらず、養育費の回答と揃えて取決めありにチェックがつけられることがあるのかもしれない。

第二に、離婚届のチェック欄の新設(2012年4月以降)やパンフレットの配布(2016年10月以降)については、養育費・面会交流の取決め割合を上昇させ

る直接的な効果は観察されなかった(前記IV-2)。過去20年間で養育費・面会交流の取決め割合はなだらかな上昇傾向にあるが、離婚届の様式改正の前後やパンフレット配布開始の前後で、特段の変化はなかった。なお、インターネットで情報検索をした人の割合は、過去20年間で大幅に上昇したことが明らかになった。そして、インターネットでの情報検索の有無は、養育費・面会交流の取決めの有無と有意に関係していた。これは因果関係とは限らないが、少なくとも、インターネットで情報検索をする者は、実際に養育費・面会交流の取決めをする傾向があるということである。

### 2 政策的示唆

上記の知見を踏まえて、最後に、若干の政策的示唆を論じる。

まず、離婚届のチェック欄の集計結果については、実態と乖離がある以上、この数値が一人歩きしないように注意が必要である。例えば、この数値は、法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」の中間取りまとめ(前掲注9参照)などにおける数値目標としても使われている<sup>(66)</sup>が、さほど適切な指標ではないかもしれない。なお、直近2021年の離婚届様式改正では、養育費の取決め方法について、「公正証書」か否かをチェックする項目が追加された(前記I-2-(2))。この追加項目は、回答者に負担をかけない簡潔な質問でありながら、具体的な取決めがある場合の実態把握に直結するものであり、望ましい改正だと思われる。

他方で、これまで全国的に導入されてきた法政策的措置について、離婚届のチェック欄新設(2012年4月導入)やパンフレット配布(2016年10月導入)には、残念ながら本研究では、少なくとも取決めを促進させる直接的な効果は観察されなかった。新設時でさえも効果が見受けられなかったことを考えると、今後さらにチェック欄やパンフレットを改良したとしても、それだけでは取決めの促進効果は期待できない可能性が高い。もちろん、チェック欄やパンフレットが離婚当事者に役立つ情報提供を行っているという意義を否定する趣旨では全くない。しかし、取決めを促進するためには、何らか別の措置も必要だと思われる。

もしかすると、離婚届を市区町村の役所の窓口に取り取りに来る段階では、

(66) 養育費について「現状の数値(約65%) + 5%程度を直近の目標値として掲げて取り組むべき」と記されている。

## ◆ 過去 20 年間の養育費・面会交流の取決め率の分析〔齋藤宙治〕

すでに離婚の方向性が固まっている当事者が多く、取決め促進のための介入としては遅すぎるのかもしれない。また、上記のとおり、当事者によるインターネットでの情報検索が拡大している状況にある。そうだとすれば、一案として、離婚を検討し始める初期段階からいつでも見られるように、インターネット上の公的なウェブサイト（法務省、厚生労働省、裁判所、市区町村の役所など）での情報提供を充実させることが有効だと考えられる。ウェブサイトの充実であれば、さほどコストがかからず、一定の促進効果が得られる可能性が高いと思われる。この点に関連して、当事者が見るウェブサイトでも多かったのは、「離婚体験者による体験記事」であった（前記Ⅲ-3）。したがって、公的なウェブサイトにおいても、離婚体験者による具体的な体験談を豊富に掲載して紹介すれば、当事者がより参考にしやすいのではないかと考えられる（また、体験談中の不正確な情報について公的な訂正や注記をつけるなどすれば、不正確な情報の拡散を防止することにもつながるだろう）。

本稿では、紙幅の関係で、養育費・面会交流の取決めの有無とその経年変化にのみ焦点を当てて検討した。取決め内容の中身や実際の履行状況などについては、また機を改めて検討する。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金 18K12613(若手研究)及び 21K01096(基盤研究 C)の研究成果の一部である。

## 〔文 献〕

- 青木聡 (2021)「協議離婚制度に関する調査研究報告」家庭の法と裁判 34 号 14-33 頁。  
 原千枝子 (2018)「養育費相談の現状と養育費確保を巡る課題—養育費相談支援センターにおける相談概況から」家庭の法と裁判 12 号 16-26 頁。  
 法務大臣養育費勉強会 (2020)「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」(<https://www.moj.go.jp/content/001323221.pdf>)。  
 法務省養育費不払い解消に向けた検討会議 (2020a)「養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策 (中間取りまとめ)」(<https://www.moj.go.jp/content/001328241.pdf>)。  
 — (2020b)「養育費不払い解消に向けた検討会議・取りまとめ」(<https://www.moj.go.jp/content/001337164.pdf>)。  
 厚生労働省 (2012)「平成 23 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-katei/boshi-setai\\_h23/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/index.html))。  
 — (2015)「離婚前の子どもの養育に関する取り決めを促すための効果的な取組に関する調査研究事業報告書」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/>

0000183795.html)。

- (2017)「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>)。  
 窪田充見 (2018)「面会交流の現状と課題」家庭の法と裁判 13 号 4-10。  
 倉重龍輔 (2020)「法務省における父母の離婚後の子の養育等に関する近時の取組について」家庭の法と裁判 27 号 115-121。  
 — (2021)「父母の離婚後の子の養育に関する周知広報の取組について (離婚届の標準様式の改正)」家庭の法と裁判 32 号 100-102。  
 日本加除出版 (株) (2021)「『協議離婚制度に関する調査研究業務』報告書」([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00244.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00244.html))。  
 大石亜希子 (2021)「協議離婚における養育費、面会交流、財産分与の取り決め実態とその要因」家庭の法と裁判 34 号 34-41 頁。  
 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク [親子ネット] (2011)「『面会交流及び子どもの変化に関する実態調査』報告書」([https://oyakonet.org/report/jittai\\_report.html](https://oyakonet.org/report/jittai_report.html))。  
 (独)労働政策研究・研修機構 (2019)「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査 2018 (第 5 回子育て世帯全国調査)」JILPT 調査シリーズ No.192 (<https://www.jil.go.jp/institute/research/2019/192.html>)。  
 (公社)商事法務研究会 (2021)「家族法研究会報告書」(<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/10304351/家族法%20研究会%20報告書.pdf>)。  
 棚村政行 (2021)「協議離婚制度に関する調査結果の概要とその法的分析」家庭の法と裁判 34 号 4-13 頁。  
 棚村政行他 (2011)「親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究報告書」([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00100.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00100.html))。  
 鶴岡健一 (2016)「当事者支援団体から見た初期支援の実情について」家庭の法と裁判 5 号 19-23。  
 保田時男 (2017)「回顧式家族調査 NFRJ-16R のねらいと経過」家族社会学研究 29 巻 216-222。  
 養育費相談支援センター (2012)「養育費確保の推進に関する制度的諸問題」(<http://www.youikuhi-soudan.jp/pdf/Problems.pdf>)。  
 — (2015)「養育費等をめぐる関係機関の役割と連携について I : 明石市におけることも養育支援ネットワークについて」([http://www.youikuhi-soudan.jp/pdf/h26\\_1026\\_01.pdf](http://www.youikuhi-soudan.jp/pdf/h26_1026_01.pdf))。

[Abstract]

**Actual Rates of Child Support and Visitation Arrangements in the Past 20 Years in Japan**

**Hiroharu SAITO**

I conducted an online survey of 3,000 people who have divorced in the past 20 years in Japan. This article analyzes the existence of child support and visitation arrangements (not mandatory upon divorce in Japan) and their changes over the 20 years. As a result, the actual rates of arrangements were much lower than the official statistics, which were published by the Ministry of Justice based on the check-box answers on divorce registration forms. In particular, there was a large discrepancy in the rate of visitation agreement. In addition, although there has been an upward trend in the rate of both child support and visitation agreements over the 20 years, the new divorce registration form (introduction of check boxes to ask the existence of child support and visitation in April 2012) and the nationwide distribution of pamphlets (started in October 2016) were found to have no direct effect on the rate. It was also found that the use of online search for information and the use of standard calculation tables for child support (prepared by the court) have greatly expanded.

〈編者〉

太田勝造 (おおた・しょうぞう)

明治大学法学部教授

佐藤岩夫 (さとう・いわお)

東京大学社会科学研究所教授

飯田 高 (いいだ・たかし)

東京大学社会科学研究所教授



◆ 法と社会研究 第7号 ◆

2022(令和4)年5月30日 第1版第1刷発行 3757-0101

太田勝造  
責任編集 佐藤岩夫

飯田高

発行者 今井貴 稲葉文子

発行所 株式会社 信山社

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-9-102

Tel 03-3818-1019 Fax 03-3818-0344

info@shinzansha.co.jp

出版契約 No.2021-3757-3-01010 Printed in Japan

© 編著者 2022 印刷・製本/亜細亜印刷・渋谷文泉閣  
ISBN978-4-7972-3757-3-012-035-030 C3332  
P164. 分類 321.300. a007 法社会学

JCOPY (社)出版者著作権管理機構委託出版物)

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

謹呈

これは、雑誌に掲載された拙稿を、関係者各位に謹呈するために、著者自身が手作業で複写したものです。著作権法の範囲内で、かつ、学術目的又は教育目的に限ってご利用ください。